

# 排水設備工事に係る取扱要綱

平成 20 年 3 月 1 日発行

## 加除（さしかえ）表

追録第 5 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	追録加除整理一覧表 の次へ
第 1 部	1 5 から 1 6 まで	1	1 5 から 1 6 まで	1	1 4 の次へ
第 2 部					
第 3 部	6 0 から 6 1 まで	1	6 0 から 6 1 まで	1	第 3 部中見出し の次へ
			1 1 中見出し	1	P 7 8 の次へ
			7 8 - 1 から 7 8 - 3 まで	2	1 1 中見出しの次へ
	1 1 中見出し	1	1 2 中見出し	1	P 7 8 - 3 の次へ
	7 9	1	7 9	1	1 2 中見出しの次へ
	1 2 中見出し	1	1 3 中見出し	1	7 9 の次へ
	7 9 - 1 から 7 9 - 2 まで	1	7 9 - 1 から 7 9 - 2 まで	1	1 3 中見出しの次へ
第 4 部					
第 5 部					
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。



# 総目次

## 第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

## 第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 枺	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 枺設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

## 第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共柵設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 融雪下水の取扱	78-1
12. 靴洗い場排水の取扱	79
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

#### 第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15

#### 第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表 (自己資金工事)	82
別紙 3 排水設備工事設計書 (貸付資金工事)	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始 (休止・廃止・再開) 届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真 (1)	90
別紙 10-2 工事写真 (2)	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表 (給排水検査係控) (普及係控)	94
別紙 14 排水設備検査済書	95
別紙 15 取り止め届	96
別紙 16 閲覧申込書	97

## 使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5.7 以下 8.7 以上	水素指数 5.7 以下 8.7 以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 以上	300 以上
3	浮遊物質 (SS)	300 以上	300 以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01 を超えるもの	0.1 を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
6	有機磷化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05 を超えるもの	0.5 を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05 を超えるもの	0.1 を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 を超えるもの	0.005 を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003 を超えるもの	0.003 を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.3 を超えるもの	0.3 を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04 を超えるもの	0.04 を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 を超えるもの	0.4 を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 を超えるもの	3 を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
23	チウラム	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
24	シマジン	0.03 を超えるもの	0.03 を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
26	ベンゼン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230 を超えるもの	230 を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15 を超えるもの	15 を超えるもの
30	フェノール類	5 を超えるもの	5 を超えるもの
31	銅及びその化合物	3 を超えるもの	3 を超えるもの
32	亜鉛及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
33	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
34	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
35	クロム及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
36	ダイオキシン類	10 pg/l を超えるもの	10 pg/l を超えるもの
37	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 以上	125 以上
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5 を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30 を超えるもの
39	窒素含有量	150 以上	
40	磷含有量	20 以上	
41	温度	40 度以上	40 度以上
42	汚素消費量	220 以上	220 以上

【取扱四】

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/l とする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

## 事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳, 肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓, 廃調味液等
4	野菜, 果実保存食料品製造業	野菜くず, 廃調味液等
5	みそ, しょう油製造業	大豆殻, 廃みそ, 廃しょう油等
6	製めん業	小豆殻, 水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ, 湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ, 化学処理廃液等
10	めん類製造業	めんくず, 湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻, 豆乳廃液等
12	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業	廃現像液, 廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体, 廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めっき施設	廃酸, 廃アルカリ等
19	旅館業	廃天ぷら油, 野菜くず, 魚介類の内臓, 肉くず, 廃調味料等
	共同調理場(学校給食施設)	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 喫茶店等のちゅう房施設	
20	洗たく業	繊維くず, クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液, 定着液等
22	病院	血液, 廃消毒用有機溶剤, 現像液, 定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液, 動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液, エンジンオイル, 廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸, 廃アルカリ, 検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿, 汚泥, スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥, スカム等
29	ビル清掃業	廃酸, 廃アルカリ, 廃油, 廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸, 廃アルカリ, 廃油, 廃プラスチック類等

### 第3部 排水設備工事手続等の取扱

1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 排水設備計画確認通知書	6 5
⑥ 貸付申請書	6 5
⑦ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑧ 貸ビル等の排水設備の申請	6 6
(4) 確認通知書の交付	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 7

① 排水設備工事完成届書	6 7
② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑧ 委任状	6 8
⑨ 借用書	6 8
⑩ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 9
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公設柵設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	7 8
1 1. 融雪下水の取扱	7 8 - 1
1 2. 靴洗い場排水の取扱	7 9
1 3. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	7 9 - 1



## 1 1 . 融雪下水の取扱



## 1 1. 融雪下水の取扱

### 函館市における融雪下水の取扱について

#### 1 融雪用水を使用しない融雪機器の融雪下水

項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨水	雨水
2 融雪下水の排除先	公共ます(雨水ますまたは汚水ます)	公共雨水ますなどの雨水排水施設
3 下水道使用料	賦課しない。	賦課しない。
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合①	分流式下水道の場合①

#### 2 融雪用水を使用する融雪機器の融雪下水

項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水。	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水。
2 融雪下水の排除先	公共ます(雨水ますまたは汚水ます)	公共雨水ますなどの雨水排水施設
3 下水道使用料	融雪用水の使用量に下水道使用料を賦課する。	融雪用水の使用量が、私設メーターにより確認できるときは、下水道使用料を賦課しない。
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合②, ③	分流式下水道の場合②, ③

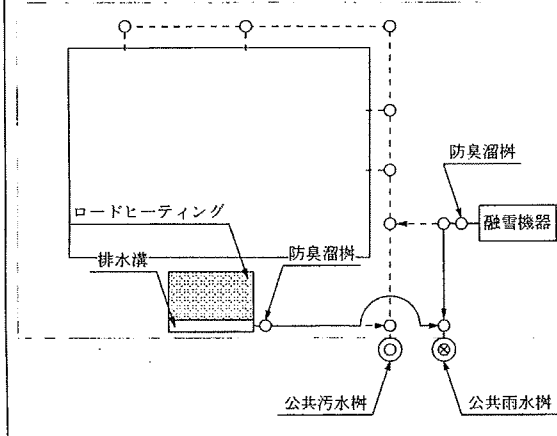
(注)

- 1 雨水とは、雪どけ水、湧水等の自然水の総称をいう。
- 2 汚水とは、人為的に使用した水の総称をいう。
- 3 融雪用水とは、雪を融すために使用(加水)する水の総称であって、使用する水は水道水または自然水とする。
- 4 融雪下水とは、雨水である雪どけ水または雪どけ水と融雪用水が混合した状態の水をいう。

【取扱五】

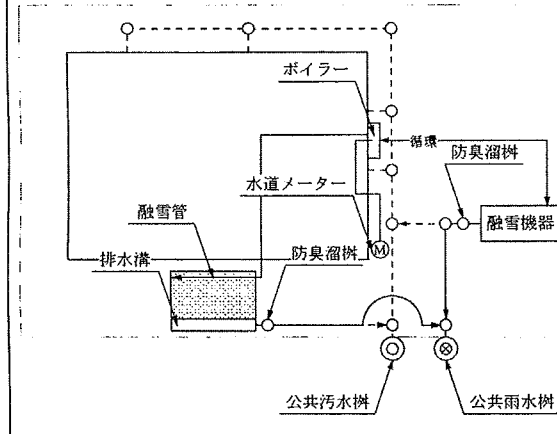
# 合流式下水道の場合

## ① 融雪用水を使用しない場合



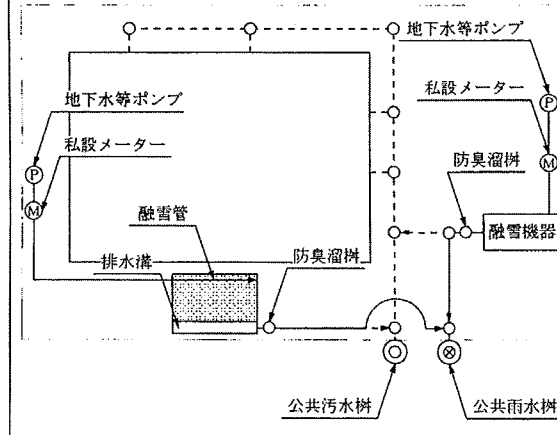
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 適正な位置に防臭溜樹を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

## ② 融雪用水として水道水を使用する場合



- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は、水道メーターにより計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜樹を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

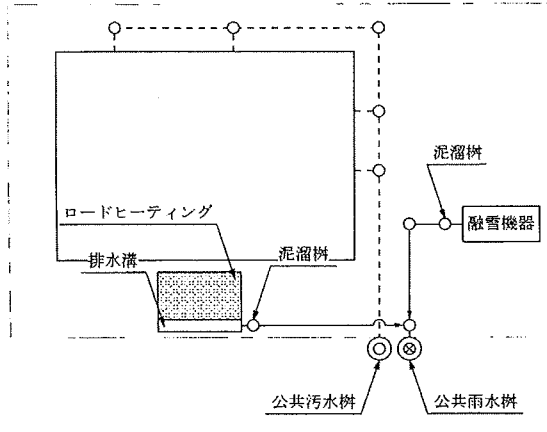
## ③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合



- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、私設メーター設置等により計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜樹を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

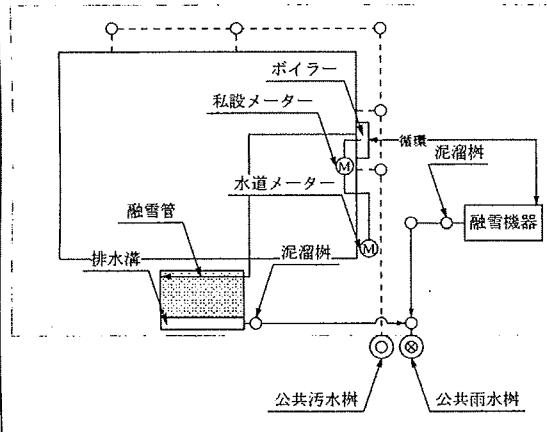
# 分流式下水道の場合

## ① 融雪用水を使用しない場合



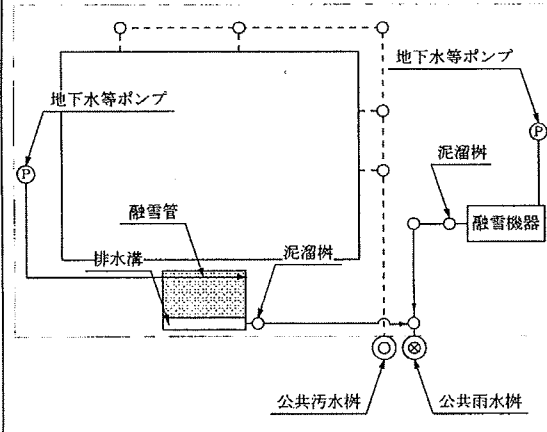
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

## ② 融雪用水として水道水を使用する場合



- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は私設メーター設置等により計量できる場合は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

## ③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合



- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。



## 1 2 . 靴洗い場排水の取扱





## 1.2. 靴洗い場排水の取扱

### (1) 目的

靴洗い場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共汚水樹に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

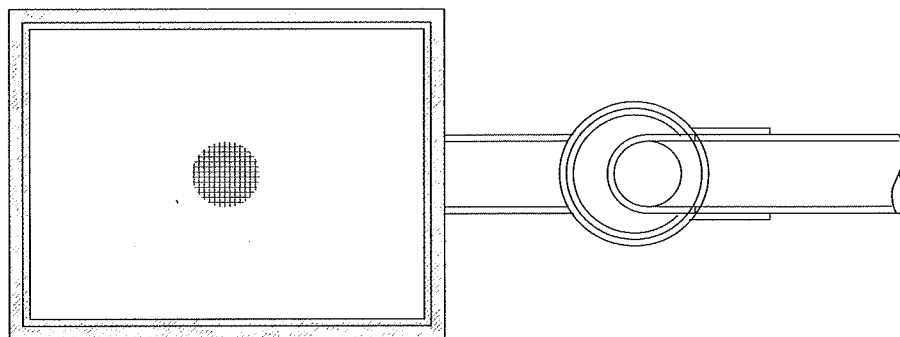
### (2) 公共汚水樹接続の要件

- ① 臭気、詰まり等を防止するため、防臭溜樹を必ず設置する。
- ② 雨どい、ルーフドレーン等からの雨水排水は、靴洗い場に流入させない構造とする。

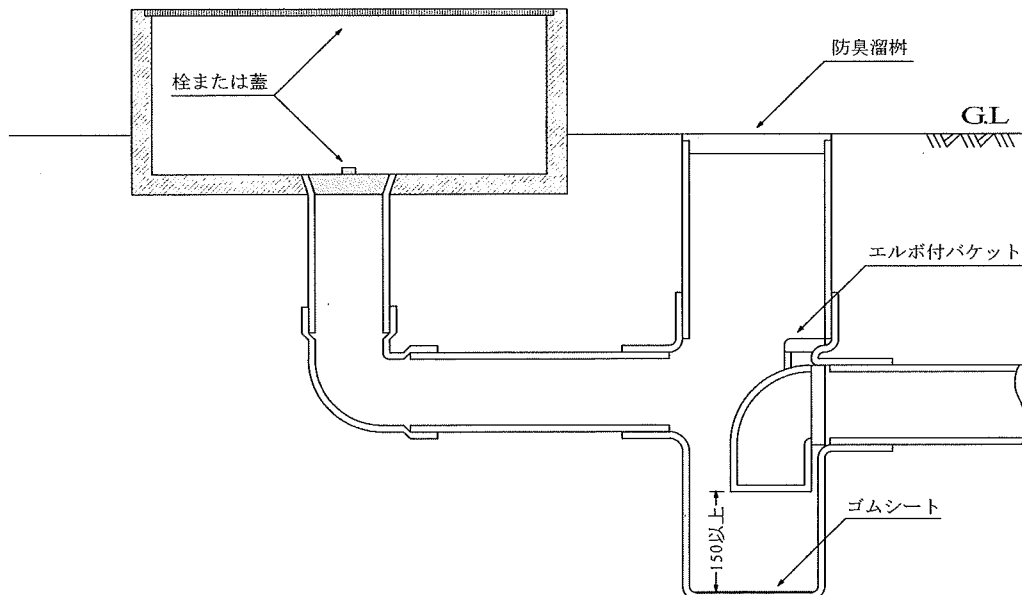
### (3) 靴洗い場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等、詰まりの原因となるものが排水されるため、定期的に泥溜の点検、清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗い場は、雨の流入を防止するため、靴洗い場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。

平面図



断面図





1 3 . 排水設備工事竣工図書等の

閲覧の取扱



### 13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱

#### (1) 目的

排水設備工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

#### (2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

#### (3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事竣工箇所平面図台帳：1／500および路線別竣工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

#### (4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに別紙16の「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

#### (5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事竣工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

#### (6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの

保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をすること。

③ 閲覧および複写により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。

④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、利用目的の達成後においては、不必要となった書面は、速やかに廃棄すること。

(7) その他

① 各種図面は、町の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により、閲覧できないものもあることに留意すること。